

各位

建設業労働災害防止協会鳥取県支部長
(公印省略)

令和5年度フルハーネス型安全帯使用作業特別教育の開催について

平成30年6月、労働安全衛生規則等の一部改正により、「安全帯」の名称が「墜落制止用器具」に改められ、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうち、フルハーネス型を使用して行う作業(ロープ高所作業を除く。)が特別教育の対象となり、平成31年2月1日より施行されています。

当支部では、下記のとおり安全帯使用経験者を対象に特別教育を実施いたしますので、受講いただきますようご案内いたします。

記

1. 受講対象者

満18歳以上の者

2. 開催日時及び場所

日時 令和5年8月2日(水) 8時55分～16時15分

場所 倉吉市小田458 「伯耆しあわせの郷」

3. 定員 40人

4. 講習時に必要なもの フルハーネス型安全帯、作業着

5. 受講料他(消費税込)

区分	受講料	テキスト代	合計
会員	7,150円	847円	7,997円
会員外	9,350円	946円	10,296円

※締切後のキャンセルは返金いたしません。

6. 講習科目及び講習時間

8 : 5 5 ~ 1 6 : 1 5 (6 時間)

(学科)・オリエンテーション	5 分間
・作業に関する知識	1 時間
・墜落制止用器具に関する知識	2 時間
・労働災害の防止に関する知識	1 時間
・関係法令	0. 5 時間
(実技)・墜落制止用器具の使用方法等	1. 5 時間
(途中昼休憩 5 0 分間)	

※講習を遅刻又は早退し時間数不足の場合は、講習を修了したことはありません。

7. 申込締切日 令和5年7月18日(火) 定員になり次第締切ります

8. 修了証の交付 所定の時間をすべて受講した者に対して後日交付します。

9. その他 この講習は人材開発支援助成金(建設業労働者技能実習コース(経費助成・賃金助成))の助成金支給対象講習です。詳細等は、お近くのハローワークにお問い合わせ下さい。

※墜落制止用器具は、フルハーネス型を使用が原則ですが、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合(高さが6.75m以下、一般的な建設作業の場合5m以下)は胴ベルト型を使用することができます。

特別教育の必要があるのは、高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうち、フルハーネス型を使用して行う作業に就く方です。ただし、作業床が設けられている箇所においての作業、胴ベルト型墜落制止用器具を用いて行う作業については、特別教育は義務づけられておりません。

講習会申込要領

1. 申請書に下記の添付書類を同封してください。

①本人確認の書類の写し

氏名・生年月日が確認できる公的書類として、運転免許証又は健康保険証の写しを添付してください。

②写真(3.0cm×2.4cm)2枚

同じもの2枚のうち1枚を申請書に糊付け、1枚(裏面に氏名を記入)を申請書にクリップ等で添付して下さい。

印刷は写真専用用紙に印刷してください。(コピー用紙に印刷してあるものは不可)

④受講料振込済を証する領収書の写し

⑤受講票は原則として受講者の現住所宛送付いたしますが、事業所に送付希望の場合は宛先明記の返信用封筒を1枚添付して下さい。(切手不要)

⑥旧姓及び通称の併記を希望する場合は申込書に記入し、以下の書類を提出してください。

(修了証には氏名と併せて括弧書きで表示します)

・旧姓 戸籍謄本(原本)のほか、旧姓を併記した住民票(原本)又は運転免許証の写し

・通称 住民票(原本)又はそれに類する証明書

2. 受講料振込先

山陰合同銀行鳥取県庁支店 普通預金 2111784

建設業労働災害防止協会鳥取県支部

※申込締切後の取消、欠席の場合受講料は返金いたしません。

3. 申込書送付先

〒680-0022 鳥取市西町2丁目310

建設業労働災害防止協会鳥取県支部

Tel 0857-24-2281 Fax 0857-24-2283

受講申請書記入上の注意

1、申込書に記載する氏名、生年月日等の各項目は誤りのないよう正確に記入してください。

(略字不可)

2、記入した内容の訂正は二重線で消したうえで余白に記入してください。訂正印は不要です。修正液、修正テープ等は使用しないでください。